

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 8 月 14 日

金 曜 日

第 3946 号

目 次

告 示

- 土地改良区連合の定款変更の認可 1
- 富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定

公 告

- 土地改良区の役員の退任 2
- 物品等の売却に係る一般競争入札の実施
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 5
- 採石業務管理者試験の実施 6
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出

告 示

富山県告示第347号

土地改良区連合の定款変更の認可について

庄川沿岸用水土地改良区連合から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する第30条第 2 項の規定により、平成27年 8 月 5 日認可した。

平成27年 8 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第348号

富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定について

平成27年 8 月 4 日付けで申請のあった富山県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の指定については、富山県収入証紙条例第 4 条第 2 項の規定により指定します。

平成27年 8 月 14 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 売りさばき人 滑川市上小泉 297番地
吉田 郷子
- 2 売りさばき所 滑川市河端町20番地

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

土地改良区の役員の退任

四千石用水土地改良区の役員であった次の者が平成27年7月17日退任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	河 村 吉 継	下新川郡朝日町山 530番地

物品等の売却に係る一般競争入札の実施

物品等の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 売却物品等の名称及び数量
普通特殊用途車（路面清掃車）（富山88た1375） 1台
- (2) 売却物品等の機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 引渡期限
平成27年10月27日

(4) 引渡場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) この公告に示した売却の条件及び義務を確実に履行し得る者であること。

3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加申込書を当該入札参加申込書の提出期限までに、4の(1)の機関へ直接持参するか又は郵便（4の(3)の提出期限までに必着とすること。）により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。競争入札参加資格の確認を受けない者は入札に参加することができない。

4 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成27年8月14日から平成27年9月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札参加申込書の提出期限

平成27年9月7日 午後5時15分

5 入札書の提出方法

直接持参する方法とする。

6 入札及び開札の日時、場所等

- (1) 入札及び開札日時

平成27年9月15日 午前11時

- (2) 入札及び開札場所 〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県出納局総務会計課入札室

- (3) 開札は入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額とするので、消費税及び地方消費税を含めた総額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）で記載すること。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
(3) 入札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

12 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
平成27年8月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人G P ネットワーク
- 3 代表者の氏名
橘 泰行
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市総曲輪三丁目6番15-23号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、富山市のまちなかを拠点として、賑わい創出のための自主的な事業の開催、イベント開催に慣れた市民等への助言や助力、市民等にまちづくりの学習の機会を提供するセミナーの開催などの活動を市民や行政と連携して行うことで、文化・芸術・スポーツの振興、子どもの健全育成、経済の活性化を図り、市民交流を促進し、市民生活を応援し、まちの賑わい創出に寄与することを目的とする。

採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

平成27年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年10月9日（金） 午前10時から正午まで
- (2) 場所 富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 302号室

2 受験手続

受験願書を平成27年8月31日（月）から平成27年9月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）に富山市新総曲輪1番7号富山県商工労働部立地通商課（富山県庁南別館3階）に提出すること。

なお、郵送による申込みは、平成27年9月11日（金）までの消印のあるものに限る。

また、持参する場合の受付時間は、上記の期間中午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 その他

詳細については、富山県商工労働部立地通商課（電話076-444-3244）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年8月14日

富山県知事 石 井 隆 一

-
- 1 店舗の名称及び所在地 御旅屋セリオ 高岡市御旅屋町 101番地
 - 2 店舗を設置する者 オタヤ開発株式会社 代表取締役 藤田 衛治 高岡市御旅屋町 101番地 ほかに33
 - 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - (変更前) 株式会社大和 代表取締役 宮 二郎 石川県金沢市片町2-2-5
ほかに13
 - (変更後) 株式会社大和 代表取締役 宮 二郎 石川県金沢市片町2-2-5
ほかに10
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
 - (変更前) 市営オタヤグリーンパーキング ほかに18箇所 1,143台
 - (変更後) 市営オタヤグリーンパーキング ほかに17箇所 1,143台
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (変更前) 午前10時及び午後7時(年4日 午後8時)
 - (変更後) 午前9時及び午後9時
 - (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (変更前) 午前9時～午後8時 ほかに (変更後) 24時間 ほかに
 - (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (変更前) 25箇所 (変更後) 23箇所
 - 4 変更の日 平成27年6月30日 ほかに
 - 5 変更の理由
市営オタヤグリーンパーキングが立体駐車場から機械式平面駐車場に変更になったため ほかに
 - 6 届出の日 平成27年7月24日
 - 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
 - 8 縦覧期間 平成27年8月14日から平成27年12月14日まで
 - 9 その他
当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
-

有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由